

人形劇（影絵）上演業務プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、大崎地域広域行政事務組合（以下「組合」と言う。）の人形劇上演業務について、人形劇の鑑賞を通じて、将来を担う子どもたちの想像力・感受性を養うとともに、大崎地域で活動しているアマチュア劇団の演技技術の向上を図るための企画力、技術力及び業務の確実性を有する業者を公募型プロポーザル方式により特定することを目的とする。

2 定義

本業務委託の選定は公募型プロポーザル方式とする。

本公募型プロポーザルは、業務を遂行する提案者を選定する場合において、提案者の参加意欲を反映し、技術的適正を的確に把握するため、あらかじめ業務の概要及び参加資格等を公告する。また、提案書の提出を希望する者から参加資格確認申請書の提出を求め、提出された参加資格確認申請書により参加資格の審査を行う。次に、提案者から提案書の提出を求め、提案内容の審査及び評価を行うことにより、当該業務の内容に最も適した者を優先交渉権者として特定する手続きを行う。

3 業務概要

- (1) 業務名称 人形劇（影絵）上演業務
- (2) 業務場所 宮城県大崎市古川穂波三丁目4番20号
大崎生涯学習センター
- (3) 業務期間 契約締結日の翌日から令和4年11月30日まで
- (4) 業務内容 人形劇（影絵）の上演及び上演後のワークショップ

※上演作品は以下の内容を全て満たすこと

- ア 絵本などで世に広く知られており、子どもたち（幼児・小学校低学年）が友情や絆の大切さを学ぶことができるとともに、期待に胸を弾ませながら創造力を養える作品
- イ 舞台の演出方法に特色があり、美術の美しさ、音楽のすばらしさに優れており、子どもたち（幼児・小学校低学年）の芸術を愛する心を育て、豊かな情操を養うことができる作品
- ウ アマチュア人形劇団の操作技術の向上に資する作品

※ワークショップについて

- ア 手作り人形の作り方や人形劇で使う人形の操作方法を教える講座
- イ その他、観覧した子どもたちが人形劇を含む芸術作品に興味を持てるような講座

- (5) 提案上限額 820,000円（消費税及び地方消費税を含む）

4 参加資格等

このプロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を満たす者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 本組合又は大崎市からの指名停止を受けていないこと。
- (3) 破産の予防を目的とした特別清算の手続を裁判所に申請していない者であること。

- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てをしていないこと又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき、再生手続開始の申立てをしていないこと。
- (5) 銀行取引停止となっていないこと。
- (6) 公告の日において、「大崎地域広域行政事務組合が発注する建設工事等からの暴力団等排除措置要綱」（平成 24 年 10 月 1 日施行）に基づく排除措置を受けていないこと。

5 選定スケジュール

本公募型プロポーザルに係る選定スケジュールは次のとおりとする。

- (1) 公告 令和 4 年 8 月 18 日（木）
- (2) 質問受付期間 令和 4 年 8 月 18 日（木）から
8 月 25 日（木）まで
(午後 4 時必着)
- (3) 参加申請書類受付期間 令和 4 年 8 月 18 日（木）から
8 月 30 日（火）まで
(午後 4 時必着)
- (4) 参加資格審査の結果通知 令和 4 年 8 月 31 日（水）
- (5) 企画提案書受付期間 参加資格審査結果通知の日から
令和 4 年 9 月 9 日（金）まで
(午後 4 時必着)
- (6) プロポーザル審査委員会 令和 4 年 9 月 21 日（水）（予定）
(企画提案書等の審査及び優先交渉権者の選定)
- (7) 審査結果通知・公表 令和 4 年 9 月 22 日（木）（予定）
- (8) 契約締結・発注 令和 4 年 9 月下旬

6 参加申請書類の提出

参加申請に必要な書類は次のとおりとする。

- (1) 参加資格確認申請書（様式 1）
- (2) 誓約書（様式 2）
- (3) 会社概要書（様式 3）
- (4) 業務実績書（様式 4）
- (5) 企画提案書等の取扱いに関する回答書（様式 5）
- (6) 添付書類（ただし、本組合及び大崎市競争入札参加資格者、名簿登録事業者については、ア～ウの提出は不要）
 - ア 印鑑登録証明書 原本（発行後 3 か月を超えないもの）
 - イ 履歴事項全部証明書 原本（発行後 3 か月を超えないもの）
 - ウ 未納税額のないことを証明する納税証明書（以下のいずれか）
 - ①大崎管内に本店、営業所等を有する者
市町税の完納証明書及び国税の納税証明書（法人「その 3 の 3」）

②その他の者

国税の納税証明書（法人「その3の3」）

- (7) 提出方法 郵送（簡易書留）又は持参（休館日※を除く午前9時から午後4時までとする。）
※大崎生涯学習センター条例施行規則第4条第1項第1号及び第2号で定める日
- (8) 提出先 〒989-6136 宮城県大崎市古川穂波三丁目4番20号
大崎生涯学習センター「パレットおおさき」
TEL 0229-91-8611 FAX 0229-91-8264
E-mail palette@osakikoiki.jp
- (9) 提出期限 令和4年8月30日（火）まで（午後4時必着）
- (10) 提出部数 各1部

7 質問の受付及び回答

質問の受付及び回答に関する内容は次のとおりとする。

- (1) 質問書（様式6）
- (2) 提出方法 メール（電話、口頭による質問は受け付けない）
- (3) 提出先 6 参加申請書類の提出先と同様とする。
- (4) 提出期限 令和4年8月25日（木）まで（午後4時必着）
- (5) 回答期限 令和4年8月26日（金）まで
- (6) 回答方法 提出された質問事項及び回答は、随時本組合ウェブサイトに掲載
- (7) 閲覧期間 令和4年9月9日（金）まで

8 企画提案書の作成要領

企画提案書は、次に定めるところにより作成し提出するものとする。

- (1) 企画提案書
- ア タイトル、上演時間、上演内容及び対象者を明記し、企画内容については、別紙「仕様書」及び「人形劇（影絵）上演業務プロポーザル評価及び選考基準」の企画提案に関する項目を参考に作成すること。
- イ 企画書等には、会社名は記載しないこと。
- (2) 見積書
- ア 宛名は、大崎地域広域行政事務組合 管理者 大崎市長 伊藤康志とすること。
- イ 見積書には、見積額を別紙内訳書の様式により提出すること。
- (3) 提出方法 6 参加申請書類の提出方法と同様とする。
- (4) 提出先 6 参加申請書類の提出先と同様とする。
- (5) 提出期限 令和4年9月9日（金）まで（午後4時必着）
- (6) 提出部数
- | | |
|--------------|-----|
| ア 企画提案書 | 10部 |
| イ 見積書（内訳書含む） | 1部 |

9 企画提案書等の無効

次のいずれかに該当する場合、提案は無効とする。

- (1) 提出期限を過ぎて提出された場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 本組合管理者が提案を依頼した者以外が提案した場合
- (4) 提案者が他人の提案を代理した場合
- (5) 提案に対して談合等の不正行為があった場合
- (6) 見積書の金額、住所、氏名、印影、若しくは重要な文字の誤脱又は識別しがたい見積を提出した場合
- (7) その他、あらかじめ指示した事項に違反した場合や、求められる義務を履行しなかった場合

10 審査方法等

(1) 審査方法

提出された企画提案書の内容により、大崎生涯学習センター人形劇上演業務プロポーザル審査委員会において評価基準に基づき採点する。各委員の点数を集計し、評価点数の高い者を優先に選考する。ただし、提案上限額を超えている場合は、当該提案者を失格とする。なお、審査は非公開とし、ヒアリングは行わない。

(2) 審査結果

審査結果は、本組合ウェブサイトに掲載する。なお、優先交渉権者1者、次点者1者については、特定した旨を通知するものとする。審査結果についての異議申立ては受け付けないものとする。また、審査の経緯に関する質問についても一切受け付けない。

11 契約の締結

次のとおり契約の締結を行うものとする。

- (1) 本組合は、審査により特定した者と契約を行うものとする。(地方自治法施行令第167条の2第1項第2号による随意契約)
- (2) 予定価格は、優先交渉権者から提案された企画を実施するために必要な見積書及び見積内訳書を参考に算定する。
- (3) 本組合は、優先交渉権者と提案された内容を精査し、見積合わせを行い、業務委託契約を締結するものとする。ただし、優先交渉権者が本要領で規定する要件に該当しないと認められた場合又は契約締結交渉が不調となった場合は、本組合は、次点者と契約交渉を行うことができるものとする。

12 プロポーザル審査委員会の中止等

新型コロナウイルス感染症対策やその他の要件のため、プロポーザル審査委員会を実施することができないと認めるときは、プロポーザル審査委員会の実施を中止又は取り消すことがある。

13 情報の公表

次の各号に定めるプロポーザル実施に関する情報について、組合ウェブサイトへの掲載その他の方

法によって公表するものとする。

- (1) プロポーザルの参加者名
- (2) 候補者名
- (3) 評価結果一覧表（ただし、選定された候補者以外の参加者名部分については非公表とする。）
- (4) プロポーザル審査委員会委員名

14 その他の留意事項

- (1) 本選定に係る一切の費用は、全て参加者の負担とする。
- (2) 書類提出後の企画書等の修正又は変更は認めない。
- (3) 提出書類の著作権は企画提案者に帰属するが、本組合が本提案公募の結果報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できることとする。
- (4) 企画書等は、事業者の選定に伴う作業等に必要な範囲において複製を作成することがある。
- (5) 提出された企画書等は返却しない。